

中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針

(第2次)

首都直下地震対策局長級会議申合せ

平成24年5月29日

東日本大震災を踏まえ、首都中枢機能の継続性確保を図るための各府省庁における業務継続計画の充実・強化については、「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針(第1次)」(平成24年3月23日首都直下地震対策局長級会議申合せ、以下「第1次申合せ」という。)に基づき、本年夏を目途に一定の成果が得られるよう、取組が進められているところであるが、その取組状況に鑑み、より一層の充実・強化を図るため、第1次申合せを改訂し、以下のとおり、第2次申合せを行う。本申合せの内容については、特段の記載のない限り、各府省庁において、本年度中を目途にその実施を図ることとする。

1 非常時優先業務の絞り込み

第1次申合せに基づき、東日本大震災を踏まえて、時系列に沿った非常時優先業務の内容について各府省庁において検証がなされたところである。その結果、全府省庁を通じて非常時優先業務を実施する職員等を十分に確保することが困難であることや非常時優先業務の開始目標時期について府省庁間の整合をとる必要があることなどの課題が明らかとなった。

このため、真に必要な非常時優先業務を着実に実施し業務継続の実効性が担保されるよう、引き続き、職員等の確保に努めるとともに、非常時優先業務の内容及び業務開始目標時間、その実施体制などについて改めて検証し、非常時優先業務そのものの絞り込み等の見直しに取り組むこととする。その際、各府省庁が非常時優先業務を精査するに当たり、準拠すべき指針を、今後明らかにするとともに、それを踏まえて各府省庁の取組を検証することとする。

また、業務継続計画の策定に当たっては、通常体制への復帰までを考慮すべきである。

2 職員の確保

第1次申合せに基づき、各府省庁において非常時優先業務の実施に必要な職員の確保について検討した結果、首都直下地震が勤務時間外に発生した場合、過酷な状況を念頭に置くと、特に発災後3時間から24時間の非常時優先業務を実施する職員が十分に参集できないことが明らかとなった。

このため、以下により、非常時優先業務を実施する職員数の増加を図ることとする。

- ① 他の部局の参集可能要員を含めると非常時優先業務従事人数を増員できることから、部局横断的な業務の応援体制を構築すること
- ② 発災後3時間から12時間は、参集できる人数が極めて限られていることから、例えば、非常時優先業務に従事する職員に優先的に近傍の宿舎を割り当てることや、近傍に居住する職員には一定規模以上の地震が発生した際にはその業務に関わらず参集を求めるなどの措置を講ずること
- ③ 非常時優先業務を実施するに当たり、特別の知識や技能、資格を有する職員が必要な場合には、特にその職員の参集可能性を、その非常時優先業務を開始するべき時間と参集予定時刻を含め確認すること。当該職員が参集不能な場合には、例えば、近傍の宿舎を割り当てることにより当該職員の参集を担保することや、過去に当該業務に従事した経験者が近傍に居住している場合に参集を求めるなどとの措置を講じること

また、発災後48時間後であっても全職員のうち約3割の職員しか参集できないことから、非常時優先業務の実施に当たりローテーションを十分に考慮できるよう、交代要員も含めた職員の参集計画を立てることを検討することとする。

3 災害対策本部等の執務環境の確保

参集した職員が、首都直下地震時においても継続すべき非常時優先業務を実施できるよう、以下により、執務可能な環境をあらかじめ確保できる対策について引き続き検討する。

① 電力の確保

自家発電設備の発電可能時間については、燃料の確保及び電力使用設備・箇所の精査により、1週間程度は商用電源の配電がなくとも業務が実施できるような措置について、各府省庁において検討する。

自家発電設備の配電先については、平時から確認し、不断の見直しを行う。

なお、民間ビルに入居する省庁については、ビル管理者とのビル管理上の課題であることから、有効な方策について引き続き検討する。

② 情報システムの機能確保

情報システムについては、本年夏までに、発災後の運用・保守業務の継続性を確実に確保するため、発災時における運用・保守要員の確保状況について確認する。また非常時優先業務に係る情報システムの運用継続を確保するため、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン(第2版)」(平成24年5月内閣官房情報セキュリティセンター)を踏まえ、バックアップデータの同時被災を回避するための対策や、通信サービスの停止に備えた通信回線の冗長化等の対策について検討するとともに、対応手順の徹底や訓練の実施等、運用体制の構築を図る。さらに、業務継続計画の見直しを踏まえ、必要に応じて情報システム運用継続計画を改定する。

③ 執務環境の確保

非常時優先業務を実施する執務室内の什器等の固定を確実に行うとともに、食料・

水だけでなく、簡易トイレや毛布等を含めて、少なくとも職員3日分の備蓄について、各府省庁において本年夏までにその確保方針をまとめる。

また、鉄道等の不通が長期化した場合、長期間にわたって通勤が困難になることも想定されることから、非常時優先業務を実施する一部職員は当面の間帰宅ができないことを想定して、宿泊場所の確保なども検討する。

④ 帰宅困難者対応

平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定して、職員の一斉帰宅を抑制するため、首都圏所在の対応が可能な国の官署について、全職員及び庁舎への来訪者が少なくとも3日間は職場にとどまることができる対策を各府省庁において本年夏までに検討し、一定の結論を得る。

また、庁舎管理を行う府省庁においては、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れについて、業務継続に支障が生じないよう、その円滑な受入に向けて、受入・滞在場所や誘導体制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこととする。

4 バックアップ機能の確保

入居している庁舎が耐震性を有しない府省庁のみならず、あらゆる可能性を考慮した最悪事態に備える観点から、入居している庁舎が耐震性を有する省庁にあっても、本来の庁舎が被災した場合を想定して、一定の業務が実施できるよう代替機能を確保する。

また、地方支部部局等における業務代行について検討を行うとともに、本府省庁の災害対策本部の代替設置場所について、東京圏内だけでなく、大阪を含めた東京圏外における代替設置場所の確保や庁舎・情報・通信など業務遂行に必要な機能の確保についても関係省庁横断的に情報交換し、検討する。

5 業務継続計画に係るPDCAサイクルの確立

業務継続計画を実効あるものとするためには、PDCAサイクルを機能させることが必要であることから、各府省庁において、業務継続計画について、継続的な改善を行う仕組みを本年夏までに確立する。

また、業務継続計画の実効性を検証、確保するため、首都直下地震等を想定して、安否確認訓練、収集訓練に加えて、災害対策本部の設置・運営等の訓練を含めた、業務継続計画の訓練についての実施計画を本年夏までに作成する。

6 過酷事象下における業務継続体制の検討

首都直下地震発生時における電力等のライフライン被害の長期化等の過酷事象下において各府省庁の所管業務に生じる社会的・経済的被害について、サプライチェーンも考慮して具体的な検討をさらに進め、その上で非常時優先業務の内容について検討を行う。

この検討結果については、首都直下地震による社会的・経済的被害シナリオの検討を

進める中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が必要に応じて各府省庁からヒアリングすることとする。